

# 阿武町事業承継支援奨励金交付要綱

令和2年7月1日  
告示第50号

## (目的)

第1条 本要綱は、町内の商工業者等の事業の継続及び発展のため、予算の範囲内において奨励金を交付し事業承継を支援することにより、町内商工業の振興と地域経済の維持発展を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 統計法（平成19年法律53号）第1章第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療、福祉をいう。
- (2) 承継 事業若しくは事業の経営基盤を譲受人に引き継ぐことをいう。
- (3) 譲渡人 事業を承継した中小企業者又は小規模事業者
- (4) 譲受人 生業若しくは事業の経営基盤を受け継ぐ個人又は法人。ただし譲渡人の配偶者及び一親等は除く。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第1章第2条に規定するものをいう。
- (6) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第1章第2条第5項に規定するものをいう。

## (奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 譲渡人のうち、事業承継時において、町内に5年以上続けて店舗又は事業所を有する者、又は町内に5年以上続けて店舗又は事業所を有していた廃業から1年以内の者
  - (2) 譲受人のうち、本奨励金の申請時において、町内に住所を有す者、又は町内に住所を移す予定者で、山口県事業引継ぎ支援センターから承継に係る支援を受けた者
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象から除く。
- (1) 町税等を滞納している者
  - (2) 過去に本奨励金の交付を受けた者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者。

(奨励金の区分と額)

第4条 奨励金の区分と額は、別表1のとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業承継して6ヶ月以内に、阿武町事業承継支援奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(審査会の設置)

第6条 町長は、申請書を受理した後、審査会を開催し、次の各号について審査するものとする。

- (1) 事業性(承継事業の収益性、経営基盤の活用性・発展性等)
- (2) 適格性(譲受人の譲渡人、商工会、金融機関との協力関係等)
- (3) 必要性(承継事業が地域に求められる貢献度等)
- (4) その他必要事項

2 町長は、前項に定める審査会の開催にあたり必要と認めるときは、申請者に対して審査会への出席と説明を求めることができる。

3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規程による書類の審査等により、奨励金の交付が適当であると認めたときは、阿武町事業承継支援奨励金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、交付決定を行うにあたり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前条の規定による書類の審査等により、奨励金の交付が適当でないと認めたときは、阿武町事業承継奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 交付決定を受けた申請者は町長に対し阿武町事業承継支援奨励金請求書(様式第4号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、次の第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、譲受人から、第4号から第6号のいずれかに該当する場合は、譲渡人及び譲受人から、すでに

交付した奨励金の返還を命ずることができる。ただし、代表者本人の死亡または事故、災害等の事由により町長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 事業承継後、5年以内に事業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 事業承継後、5年以内に事業所を町外に移転し、または譲渡したとき。
- (3) 個人において、事業承継後、5年以内に町外に転出したとき。
- (4) 虚偽、または、不正な方法により奨励金の交付を受けたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(状況報告)

第10条 奨励金の交付決定を受けた譲受人は、事業承継をした年度以降5年間、毎年3月31日までに、事業承継報告書（第5号様式）と必要書類を添え、報告をしなければならない。

2 前項以外にも、町長が求める場合には、奨励金の交付決定を受けた譲受人は事業の状況報告をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第4条関係）

承継の区分	譲渡人と譲受人の関係性	対象者	奨励金額
親族承継	第三親等内の親族（配偶者及び一親等は除く）	譲渡人	100万円
第三者承継	第三親等外の親族及び親族以外の第三者	譲渡人 譲受人	100万円 100万円

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

阿武町長 花田 憲彦 様

譲渡人 住 所

氏 名 印

譲受人 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金交付申請書

令和 年度において、事業承継支援奨励金の交付を受けたいので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人と譲受人の関係は（ 親族承継・第三者承継 ）となります。

2 事業承継日 令和 年 月 日

3 奨励金交付申請額 (1)譲渡人 \_\_\_\_\_ 円  
(2)譲受人 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- 1) 履歴事項全部証明書、定款(法人)、または開業・廃業届出書(個人事業主の写し)など事業の承継を証する書類
- 2) 譲受人の町税の納税証明書、または、これに代わる書類
- 3) 関係性がわかる戸籍の写し(親族承継のみ)
- 4) 事業承継計画書

第2号様式（第7条関係）

阿ま承第 号  
令和 年 月 日

様

阿武町長 花田 憲彦

阿武町事業承継支援奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった事業承継支援奨励金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

第3号様式（第7条関係）

阿ま承第 号  
令和 年 月 日

様

阿武町長 花田 憲彦

阿武町事業承継支援奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業承継支援奨励金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

不交付の理由

第4号様式(第8条関係)

令和 年 月 日

阿武町長 花田 憲彦 様

申請者 住 所

氏 名 印

阿武町事業承継支援奨励金請求書

令和 年 月 日付け阿ま承第 号で決定通知のあった阿武町事業承継支援奨励金請求書について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第8条により、請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

1) 阿武町事業承継支援奨励金交付決定通知書のコピー

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

阿武町長 花田 憲彦 様

申請者 住所

氏名

印

### 事業承継報告書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間中における事業について、阿武町事業承継支援奨励金交付要綱第10条の規程により次のとおり報告します

事業経営状況	
事業評価	
事業課題	
今後の展望	
その他	

別紙添付書類

1) 直近の決算書類